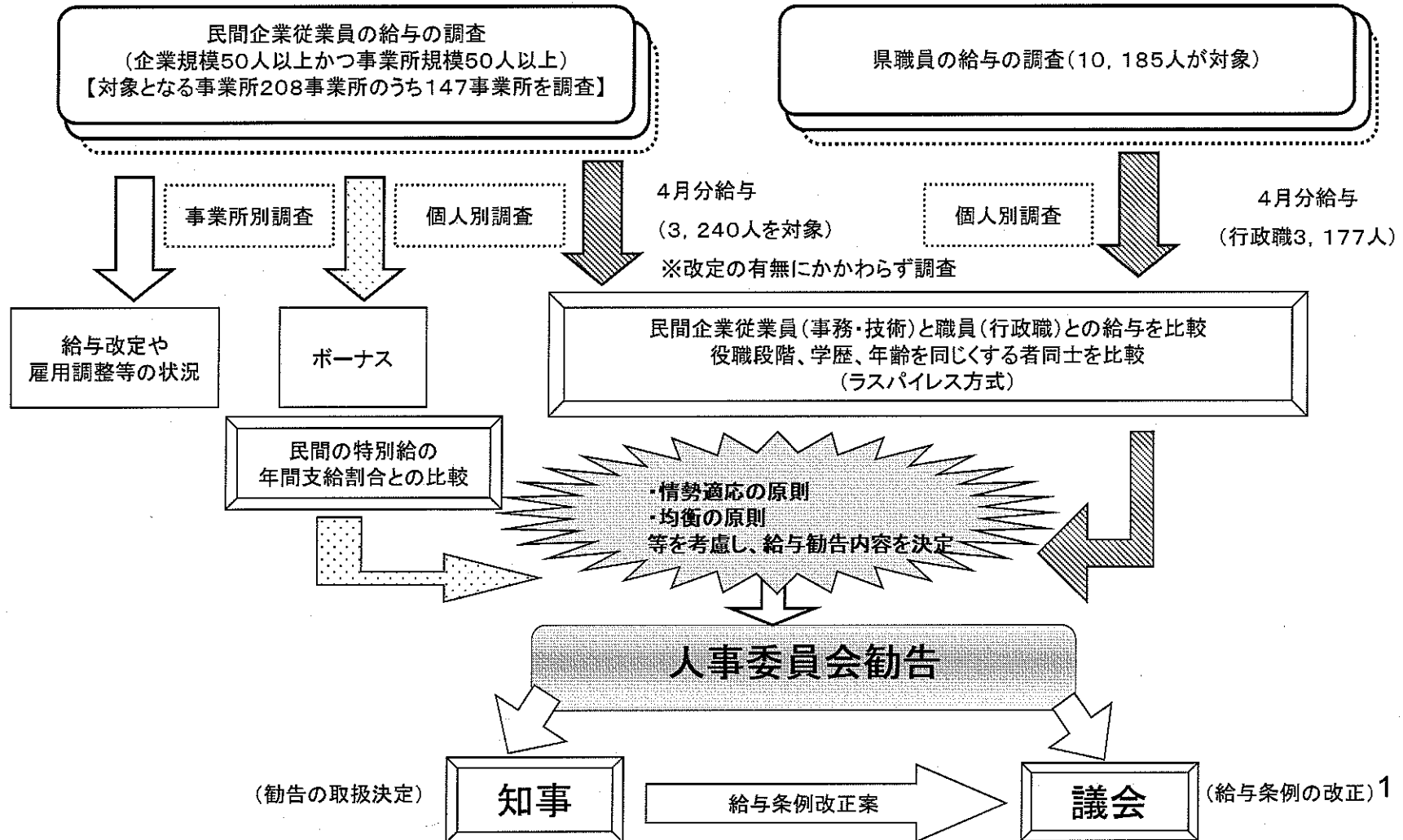


給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成26年10月
鳥取県人事委員会

人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



民間給与との較差に基づく給与改定と給与制度の総合的見直し

○給料表改定の考え方

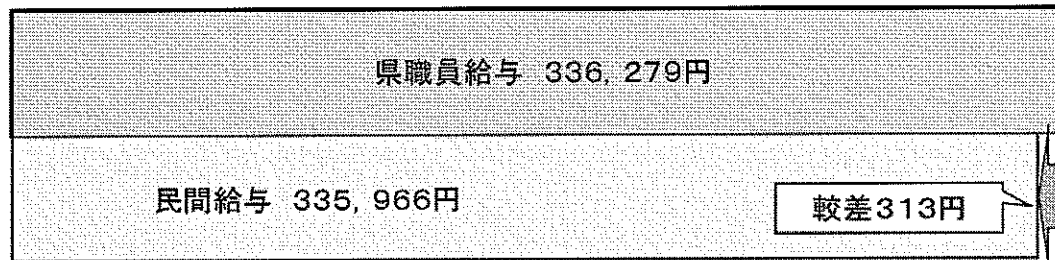
県職員の給与は県内民間事業所従業員(以下「県内民間」という。)の給与を0.09%上回っているものの、公民はほぼ均衡した水準となっています。

また、県職員と県内民間の給与差の状況は、高齢層では依然として拡大する傾向にある一方、初任層職員の給与水準は、民間と比較しても必ずしも高い水準とはなっていません。このような状況に鑑み、世代間の給与配分の見直しを実施する必要があります。

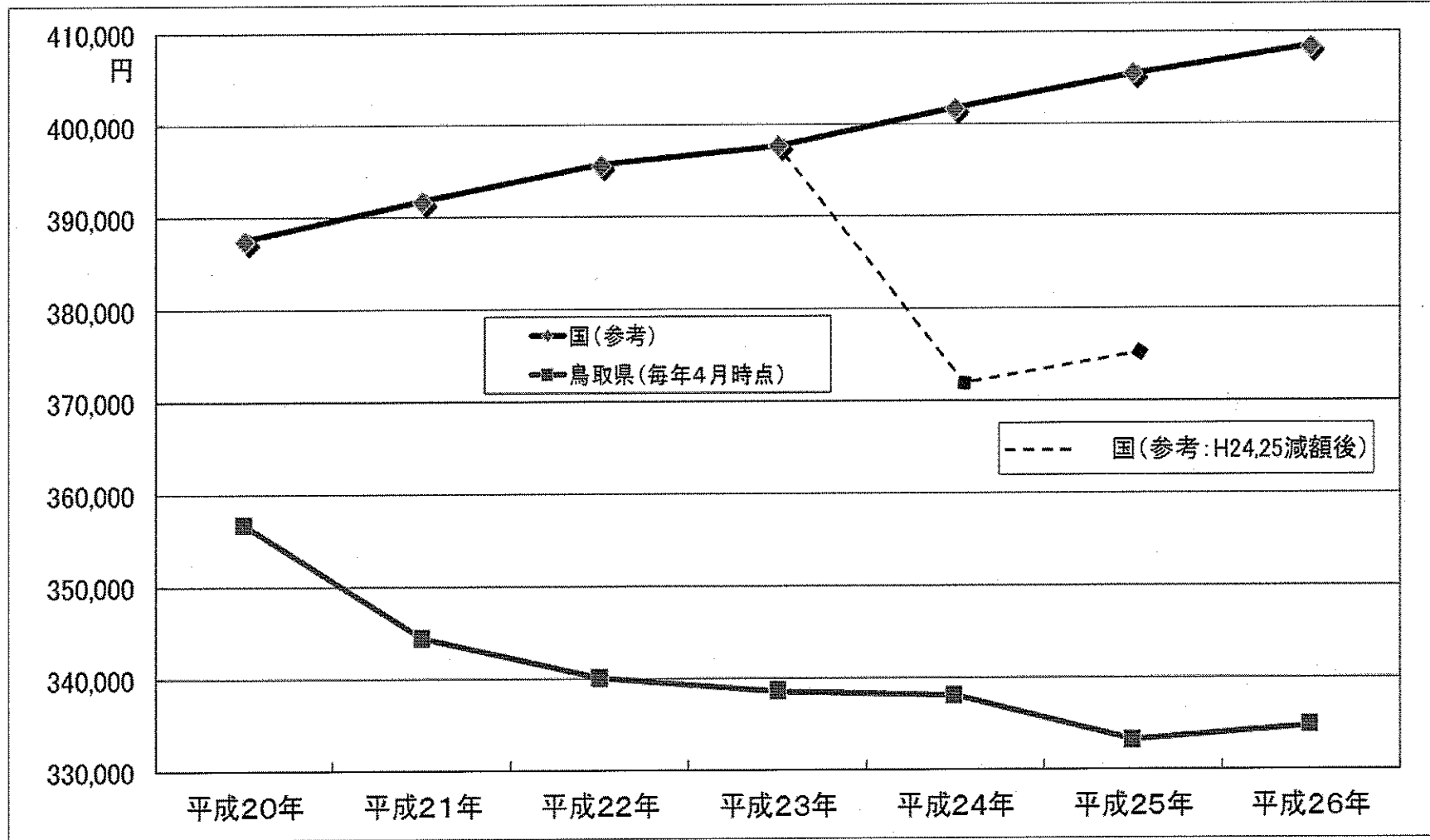
○給与改定方針

以上を踏まえ、優秀な人材の確保及び公務に精励している職員の士気の確保等を総合的に勘案した結果、全体としては、本年の本県における公民較差の解消を見送ることとし、給料表の水準は据え置いた上で、国の給与制度の総合的見直しを踏まえた、より初任層を優遇し、高齢層を抑制する俸給表に準じた給料表への改定を実施することが適当であると判断しました。

公民較差の内容(平成26年4月)



鳥取県職員の平均給与額の推移

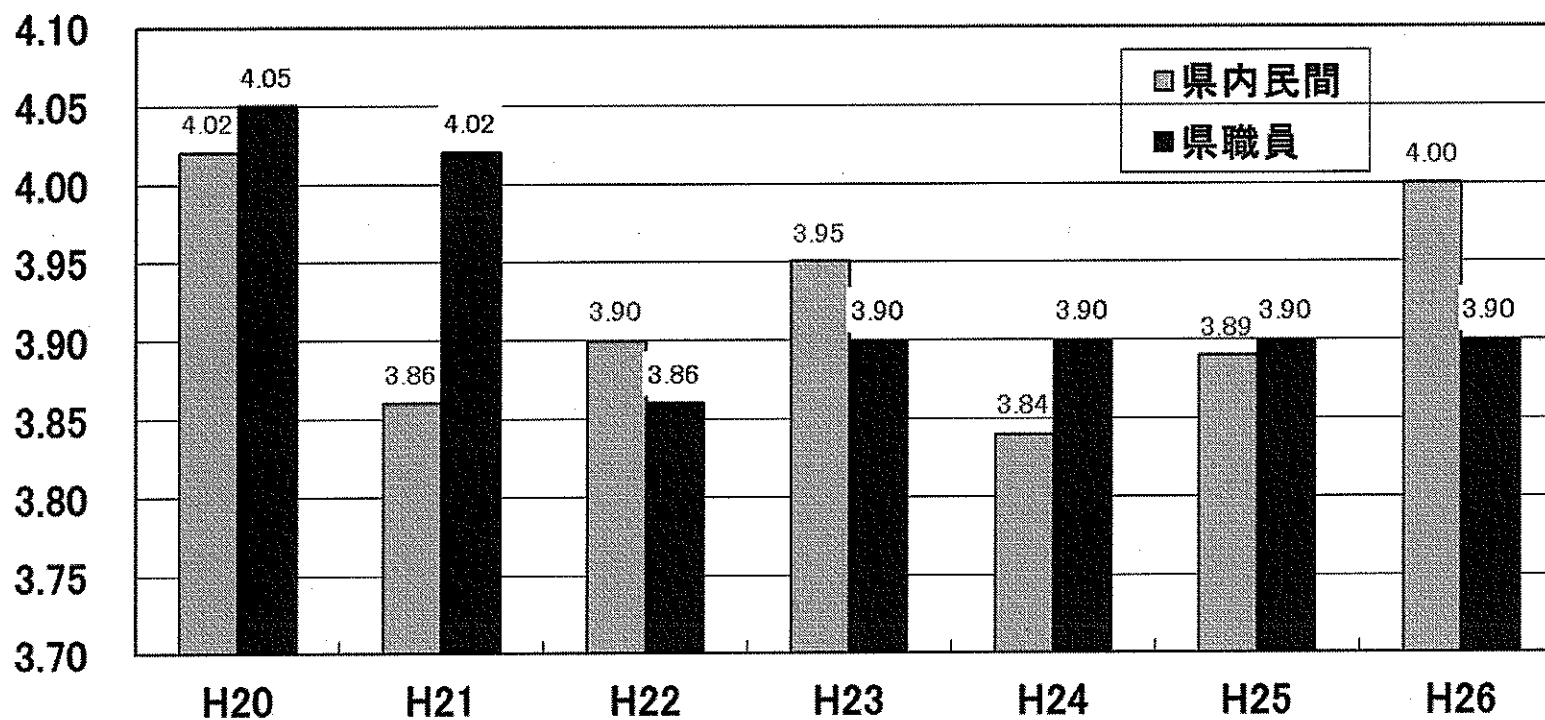


国:387,506円(41.1歳) 国:391,770円(41.5歳) 国:395,666円(41.9歳) 国:397,723円(42.3歳) 国:401,789円(42.8歳×減額前) 国:405,463円(43.1歳×減額前) 国:408,472円(43.5歳)
 県:356,698円(41.4歳) 県:344,377円(41.8歳) 県:339,991円(42.1歳) 県:338,555円(42.2歳) 国:372,906円(42.8歳×減額後) 国:376,257円(43.1歳×減額後) 県:334,734円(43.1歳)
 県:338,010円(42.5歳) 県:333,166円(42.8歳)

- 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 平成24年及び25年の国家公務員の給与額は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。

特別給の支給月数の推移

本年は、調査による民間事業所の特別給の年間支給月数(4.00月)が勧告前の県職員(3.90月)を上回っていることから、特別給の支給月数を0.10月分引き上げることとしました。
 県職員の年間支給月数の引上げは平成22年以来4年ぶり、4.00月を超えるのは平成20年以来6年ぶり。



区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県内民間	4.02	3.86	3.90	3.95	3.84	3.89	4.00
県職員	4.05	4.02	3.86	3.90	3.90	3.90	3.90

※県職員の支給月数は、当該年の勧告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況(平成14年～)

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	改定なし	改定なし	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月
平成26年	改定なし	4.00月	0.10月

勧告に伴う影響額

【勧告後の年間給与の影響額(モデルケース)】

<行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、独身)>

改定前 : 2,741,160円

影響額 : +90,840円(+3.31%)

改定後 : 2,832,000円

<行政職5級 課長補佐級職員(55歳、配偶者・子2人)>

改定前 : 6,630,773円

影響額 : △49,823円(△0.75%)

改定後 : 6,580,950円

※昇給及び現給保障はないものと仮定

本年の給与改定(まとめ)

1 月例給

- 県職員の給与は県内民間の給与を0.09%上回っているものの、公民はほぼ均衡した水準となっている。
- 本県においては、これまでも初任層の給与水準の上昇及び高齢層の給与水準の抑制を図ってきたところであるが、県職員と県内民間の給与差の状況を見ると、高齢層では依然として給与差が拡大する傾向にある一方、初任層職員の給与水準は必ずしも高い水準とはなっていない。このような状況に鑑み、世代間の給与配分の見直しを実施する必要がある。
- 以上を踏まえ、人材確保や職員の士気の確保等を総合的に勘案した結果、本年の公民較差の解消については見送ることとし、給料表の水準は据え置いた上で、国の給与制度の総合的見直しを踏まえた、より初任層を優遇し、高齢層を抑制する俸給表に準じた給料表への改定を実施する。

2 特別給

- 民間の特別給の支給状況(4.00月)が県職員(3.90月)を上回っているため、引き上げる(0.10月分)。

3 その他

- 地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当 等について、国に準じて見直しを行う。

4 実施時期

- 特別給については、平成26年12月1日から実施する。
- 特別給以外については、平成27年4月1日から実施する。
- 新給料表への切替えに伴い、次の経過措置を講ずる。
 - ・給料表の改定に伴い給料月額の下がる者については、3年間の現給保障措置を講ずる。